

情報交流棟居室用全熱交換機器の点検整備作業
仕様書

目 次

1. 目的	1
2. 実施場所	1
3. 実施期間及び納期	1
4. 対象設備	1
5. フィルタ交換・清掃作業	1
6. 提出書類	2
7. 検収条件	2
8. 検査員及び監督員	2
9. 特記事項	2
10. 総括責任者	3
11. グリーン購入法の推進	4
12. その他	4

別添 情報交流棟（南ウイング）空調機設置台数一覧

1. 目的

本仕様書は、原子力科学研究所 情報交流棟 南ウイングの居室用空調設備として設置されている、全熱交換器及びビルマルチエアコンに係る清掃やフィルタの消耗品交換作業を受注者に請負わせるための仕様について定めたものである。本作業は、各設備が正常な運転状態を維持するとともに、原子力機構の業務に支障のないように実施するものである。受注者は、各設備の構造及び取扱方法等を十分に理解し、受注者の責任と負担において計画、立案し、本作業を実施するものとする。

2. 実施場所

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 情報交流棟南ウイング

3. 実施期間及び納期

(1)作業予定期間

令和6年9月2日～12月27日

(2)納期

令和7年1月31日

4. 対象設備

イ. ビルマルチエアコン 1式

ロ. 全熱交換器 1式

なお、詳細は別添の空調機設置台数一覧による。

5. フィルタ交換・清掃作業

本作業を実施するにあたっては、本仕様書に定める事項の他、機器取扱説明書等を十分に理解の上、実施するものとする。

イ. ビルマルチエアコン（フィルタ清掃） 全数

ロ. 全熱交換器（プレフィルタ交換） 全数

ハ. 全熱交換器（エレメント交換） 4組

ニ. 化粧パネル（交換） 3組

必要となる交換部品は受注者が用意し、交換したフィルタ等は、受注者の責任において処分すること。なお、ハ.、ニ. については、交換部品を原子力機構が用意する。交換箇所は別途指示する。

作業に際しては、作業場所の養生、作業完了後の清掃を行うこと。

6. 提出書類

(1)総括責任者届	契約締結後速やかに	1部
(2)作業工程表	契約締結後速やかに	1部
(3)作業実施要領書	契約締結後速やかに	1部
(4)作業報告書・作業日報 ※1	作業終了後速やかに	1部
(5)従事者名簿	作業開始2週間前まで	1部
(6)工事・作業安全チェックシート ※2	作業開始1週間前まで	1部
(7)工事・作業管理体制表 ※2	作業開始1週間前まで	1部
(8)作業員の経験・知識 ※2	作業開始1週間前まで	1部

※1 作業報告書には、交換作業等の結果に加え、作業の過程で判明した、今後、交換・修理が必要と見込まれる部品等名、個数、設置場所、交換推奨時期も明示すること。

また、作業状況・部品交換・結果等を示す写真には、撮影日付が表示されているものを使用すること

※2 原子力機構指定様式

(提出場所)

日本原子力研究開発機構 システム計算科学センター

7. 検収条件

「6. 提出書類」の確認、及び本仕様書に定めるところに従って業務が実施されたと原子力機構が認めたときをもって完了とする。

8. 検査員及び監督員

検査員

(1)一般検査 管財担当課長

監督員

(1)全般確認 システム計算科学センター 久米

(2)提出書類確認 システム計算科学センター 高性能計算技術利用推進室 坂本

9. 特記事項

(1)受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。

(2)受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表

もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

- (3)受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について原子力機構の確認を受けること。
- (4)受注者は業務を実施に当たって、次に掲げる関係法令及び原子力機構規程等を遵守するものとし、原子力機構が安全確保の為の指示を行ったときは、その指示に従うものとする。
- ① 電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）
 - ② 原子力機構の定める電気工作物保安規程
 - ③ 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）
 - ④ 原子力機構が定める安全衛生管理規則
 - ⑤ 消防法（昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号）
 - ⑥ 作業責任者等認定制度
 - ⑦ その他、原子力機構が定める規則等
- (5)技術的能力など受注者の技術水準を維持するために社内教育や以下の教育を行うものとする。

教育名	実施者	原子力機構による内容確認	備考
「作業責任者認定制度」に基づく認定教育 (現場責任者、現場分任責任者、安全専任管理者、放射線管理者)	原子力機構	作業責任者認定証の確認を受ける。	業務開始前までに実施

- (6)受注者は、自ら実施する作業等の安全管理を行うこと。また、作業開始前には、KY 活動及び TBM を実施、作業の安全に努めること。
- (7)KY・TBM は原子力機構指定書式を用いて行うこと。
- (8)安全に係るホールドポイント（作業等を停止・検査して安全確認をしないと次の工程に進めないチェックポイント）を作業要領書等に明記すること。

10. 総括責任者

受注者は、本契約の履行につき原子力機構との連絡調整にあたり受注者を代表して業務を請負処理し、かつ作業員を管理し、直接指揮命令するものを選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1)受注者の作業員の労務管理及び作業上の指揮命令

- (2)本契約の履行に関する原子力機構との連絡調整
- (3)受注者の作業員の規律秩序の保持並びにその他契約業務の処理に関する事項

11. グリーン購入法の推進

- (1)本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

12. その他

本仕様に定めなき事項及び疑義の生じた場合は、原子力機構と協議の上、決定するものとする。

以上

別添

情報交流棟（南ウイング） 空調機設置台数一覧

	ビルマルチエアコン	全熱交換器	計
南ウイング 1 F	3 1	1 2	4 3
南ウイング 2 F	3 2	1 2	4 4
南ウイング 3 F	2 8	1 2	4 0
合計	9 1	3 6	1 2 7